

議案第 14 号

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 3 月 8 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例

四万十町行政組織条例（平成18年四万十町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「町民環境課」を「町民課」に、「商工観光課」を「にぎわい創出課」に、「上下水道課」を「環境水道課」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（分掌事務）

第 2 条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

総務課

- （1） 議会及び条例、規則並びに行政一般に関する事項
- （2） 人事、給与その他職員に関する事項
- （3） 予算及び財務に関する事項
- （4） 秘書、儀式、栄典、褒章及び表彰に関する事項
- （5） 文書、行政手続、情報公開及び個人情報保護の総括に関する事項
- （6） 財産（町税及びこれに附帯する債権を除く。）の総括に関する事項
- （7） 入札及び契約に関する事項
- （8） 他の課の所管に属さない事項

危機管理課

- （1） 危機管理、国民保護に関する事項
- （2） 消防、水防、防災、防犯に関する事項
- （3） 交通安全に関する事項

企画課

- （1） 行政施策の総合的な企画立案及び調整に関する事項
- （2） 広報、広聴及び地域自治に関する事項
- （3） 情報システムに関する事項

- (4) 公共交通に関する事項
- (5) 統計に関する事項
- (6) 地域振興に関する事項
- (7) 四万十川対策に関する事項

税務課

- (1) 町税及び県民税に関する事項
- (2) 国民健康保険税に関する事項
- (3) 固定資産に関する事項
- (4) 税外債権の滞納整理及び処分に関する事項

町民課

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項
- (2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項
- (3) 後期高齢者医療に関する事項
- (4) 人権対策及び男女共同参画に関する事項
- (5) 児童福祉及び母子福祉に関する事項(他の課の所管に属するものを除く。)

健康福祉課

- (1) 健康増進及び保健衛生に関する事項
- (2) へき地医療及び救急医療等に関する事項
- (3) 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及び社会福祉に関する事項(保育所に
関する事項を除く。)
- (4) 介護保険に関する事項

農林水産課

- (1) 農業及び畜産業に関する事項
- (2) 森林及び林業に関する事項
- (3) 水産業に関する事項

にぎわい創出課

- (1) 商業及び工業に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) 労働及び消費者に関する事項
- (4) 移住促進に関する事項

建設課

- (1) 道路及び河川に関する事項
- (2) 漁港及び土地改良に関する事項
- (3) 住宅及び建築に関する事項
- (4) 都市計画及び都市整備に関する事項
- (5) 農山村整備に関する事項
- (6) 公園及び緑地に関する事項
- (7) 国土調査に関する事項

(8) 法定外公共物に関する事項

環境水道課

- (1) 上水道及び簡易水道に関する事項
- (2) 下水道及び農業集落排水施設に関する事項
- (3) 環境保全に関する事項
- (4) 循環型社会の推進に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)
- 2 四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成18年四万十町条例第80号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「町民環境課」を「環境水道課」に改める。
(四万十町環境基本条例の一部改正)
- 3 四万十町環境基本条例(平成18年四万十町条例第81号)の一部を次のように改正する。
第15条中「町民環境課」を「環境水道課」に改める。
(四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 4 四万十町水道事業の設置等に関する条例(平成18年四万十町条例第185号)の一部を次のように改正する。
第4条中「上下水道課」を「環境水道課」に改める。
(四万十町議会委員会条例の一部改正)
- 5 四万十町議会委員会条例(平成18年四万十町条例第192号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号イ中「町民環境課」を「町民課」に改め、同条第3号イ中「商工観光課」を「にぎわい創出課」に改め、同号オ中「上下水道課」を「環境水道課」に改める。
(四万十町集会所等条例の一部改正)
- 6 四万十町集会所等条例(平成18年四万十町条例第218号)の一部を次のように改正する。
別表四万十町興津中央集会所の項中「町民環境課」を「町民課」に改める。